

全軟野連発第 35 号
令和 5 年 2 月 7 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

グラブの取り扱いの改訂について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、2月1日開催の令和5年第1回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知致します。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願い致します。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■取り扱い改訂の理由について

以下、1~3 については、「**競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない**」と判断し、また、「**軟式野球の競技性**」から使用を認めることとする。

1. グラブの多重商標の表示について

公認野球規則「3.09 商業的宣伝」に規定されているが、「【注4】本条は、アマチュア野球でも適用することとし、所属する連盟、協会の規定に従う」より以下の通り定める。

■改訂後の取り扱い

グラブの商標の大きさと数については、規制しないこととする。

2. 投手用グラブの刺繍糸の色制限について

公認野球規則「3.07 投手のグラブ」に以下の通り、規定されているが、本連盟では規制緩和を行うこととする。

● 公認野球規則 3.07 投手のグラブ

(a) 【注】

アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグ

ラブ本体（捕球面、背面、網）は1色でなければならない。

(b) 投手は、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない。

■改訂後の取り扱い

背番号、個人名、チーム名等を刺繍で付することについては野球規則に記述がなく、またプレイには支障がないと判断し、本連盟では色・大きさ共に制限しないこととする。

3 柄模様の野手用グラブについて

■取り扱い

野手を使用することを認める。なお、投手は柄模様のグラブは使用できない。

■添付資料

グラブ取り扱い一覧表（令和5年2月現在）

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831

グラブの取り扱いについて

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

	投手	野手
本体カラー	受・背・ウェブは同色 白/グレー/PANTONE の色基準 14番より薄い色以外は制限なし	制限なし
ハミダシ	本体同系色または 革の自然色	制限なし
ヘリ革	制限なし	制限なし
紐	白/グレー/PANTONE の色基準 14番より薄い色以外は制限なし	制限なし
縫い糸	制限なし	制限なし
指掛け	本体同色	制限なし
刺繍	<u>氏名・背番号・チーム名などの刺 繍糸の色、大きさ共に制限なし</u>	制限なし
<u>柄模様</u>	<u>使用禁止</u>	<u>制限なし</u>

令和5年2月現在

全軟野連発第 25 号
令和 5 年 1 月 24 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る特別措置の延長について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、本件については、当初 2022 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクに SG マーク合格品の着用を義務付けることとしておりましたが、コロナ禍の影響による原材料不足等の理由により製品の流通が十分でないとのことで、義務付けの緩和を行っておりました。各メーカーに改めて確認を行ったところ、2023 年シーズンについても対応が難しい状況であることが確認されたことから引き続き、義務付けを緩和することと致します。状況に変化があり次第、改めて通知を致しますが、現状についてご承知いただきますようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■義務付け緩和措置の延長について

2023 年（令和 5 年）シーズンも引き続き、捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化を行わない。

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831